

近代日本において大学の本質はどのように考えられてきたか(1)

What is the idea of the university ? — historical change of the answers in Modern Japan

寺 崎 昌 男

はじめに

大学とは何か。日本の明治以降の大学関係者たちは、この問いへの答えをどのように表出してきたか。これを駆け足でスケッチしてみようというのが本論の目的である。堅苦しくならないように、講義風の筆致で記してみたい。

このようなテーマを扱いたいと考えたのは、現代日本の大学変動に対する筆者の感懐があつてのことである。

よく知られているように、絶えざる規制緩和の動向のもとで、日本では、18歳人口の減少にもかかわらず、四年制大学の拡大が続いている。また企業立大学の承認や第3セクター方式の大学設置が認められることによって、大学の設置主体への制約も、ミニマムなものとなった。国立大学の法人化動向がこれに重なり、設置主体そのものの変動も続いている。加えて、専修学校や高等専門学校の整備も進み、現実にはそれらを「大学」と区別することの難しい局面も多々現れている。また私学の両極化と国立の財政格差拡大、そして統廃合までが議題に上るという流動的な状況に加えて、そもそも揺れ続ける大学とは何なのかが曖昧になる一方である。すなわち総体的曖昧化のただ中におかれているのが日本の大学である。

後に触れることになるが、明治の政治哲学者加藤弘之が書いた論文の題名を借りれば「大学の大学たる所以」をどこに見出してよいか。多くの関係者は苦慮せざるを得ない状況にある。

目を世界に移せば、中世以来「大学とは何か」という問いが発せられなかった時代はなかった。ヨーロッパにuniversitasと呼ばれる組織が生まれ、その世俗化を経て、近世大学の理念が語られた。さらに科学の勃興・技術の普及と近代国家体制の形成とともに、大学という組織は大きく変貌し、それがまた「大学とはそもそも何か」という問いを誘った。実に多様な次元と局面でこの問いは起こり、また答えられた。「大学とは何か」という問いは「人間と知をめぐる時代的課題は何か」という問いと重なっている。

最近、日本では、大学の「理念」を問う著作が広く読まれ、専門誌がその特集を組んだりする例が徐々に

見られる。変動の絶えない政策動向のもとで、模索や狂奔を免れない大学状況の対極に、「大学とはいったい何か」という命題が実は渴望されているのではないかと思われる。それは時代への問いが私たちを取り巻いていることを語っている。本稿がこれを考える手がかりともなればと願っている。

ところで冒頭にいう「答え」の提出者としては、とりあえず大学教職員あるいは学生たち、それにジャーナリストの一部など、知的職務に従事する人々に焦点を当ててみたい。ただし、法令やその背後の政府関係者・経済団体・産業界も随時含めることになる。

I 大学制度移入期

「研究」ミッション観の導入以前

明治維新後、新政府は高等教育の建設には大きな関心を払った。だが「大学」の将来構想は大いに揺れた。というより、未定型の状態にあった。

江戸時代から続いた私塾や1980年代初めに続々とできた法律学校をどう扱うか、府県立病院を母体に生まれた医学校や、急造の地方農学校をどうするか。工部省や農商務省、司法省、北海道などがつくった専門教育機関をどう統合すればいいか。難問がひしめいていた。さらに、そもそも大学とはどんな機関かという知識も乏しく、入ってくる情報もまだ体系性を欠いていた。岩倉使節団に随行した田中不二麿が新島襄の案内で得てきたヨーロッパ大学都市の情報(『理事日程』)などは最も整った情報だったと思われるが、実現可能性はまだ先のことだった。

とはいえ、民間の視点から言えば、多様な私学が生き生きと誕生を続けていた時代でもあった。日本の近代高等教育史の中での稀にみる可能性に満ちた揺籃期であったということもできる。

一方、太政官政府の側からすると、制度整備をしようにも対応する実態が「先行的拡大」を遂げていて、とても追いつかなかつたといつてよい。帝国大学が生まれるのは1886(明治19)年になってからである。維新後20年弱を経なければならず、まだその時期ではなかった。

この時期、大学とはどういうものだと考えられていたのだろうか。

維新から18年間を取ると、教育に関する大きな法令が4度出されている。

- (1) 「学制」(1872=明治5年)
- (2) 「教育令」(1879=明治12年)
- (3) 「第二次教育令」(1880=明治13年、「改正教育令」とも言う)
- (4) 第三次教育令(1885=明治18年、再々改正教育令とも言う)

これらの法令の中に「大学」はどう書かれていたのだろうか。

(1) 学制とその追加編

大学ハ高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校ナリ 其学科大略左ノ如シ

理学 化学 文学 法学 医学 数理学
(その後若干の改訂あり。本編38章)

外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校法学校理学校諸芸学校等ノ類之ヲ汎称シテ専門学校トス
(追加編190章)

(2) 教育令

大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス

専門学校ハ専門一科ノ学術ヲ授クル所トス
(5, 7条)

(3) 第二次教育令

大学校ハ (以下同上)
専門学校ハ (以下同上)

(5, 7条)

(4) 第三次教育令

大学校ハ (以下同上)
専門学校ハ法科理科医科文科農業商業職工等各科ノ学業ヲ授クル所トス

(5, 7条)

「大学校」というもの

ここで注目を引くのは3点である。

第1に、共通して「大学」と「専門学校」は区別されていた。ただし学制の追加編として出された(1)では「大学」という名称が使われているのに対して、明治10年代に入って出された(2)(3)(4)では「大学校」という呼称が使われている。

第2に、(1)ではその区別は単純で、大学は高度の諸学を教える所、専門学校はもっぱら外国人が教授に当たる「高尚ナル」学校、というだけのことであった。つまり教育主体の相違が明示されていただけで、学校

自体のレベルは双方とも高度のものであるという点が明示されていた。ところが(2)(3)(4)になると、「大学」は再び「大学校」に戻る。そして両者の差は、大学が「専門諸科」を受け、専門諸学校は「専門一科」を受ける所というだけになる。つまり教授範囲の広狭の差だけになってしまう。

ただし(4)になると、専門学校は列举された各科の「学業ヲ授クル」という役割を持つ所だ、となって、「専門諸科ヲ授クル」という大学との間に微妙な差が記される。この点だけを見ると大学との間に意味ある違いが指定されているように思われるが、大学の側から見ると、「大学校」という名称そのものは継続している。明瞭な違いが意識されているとは見えない。

第3に、(1)~(4)を通じてはっきりしているのは、大学ないし大学校そして専門学校を通じて、後世にいう「研究」というミッションが全く期待されていなかったことである。言い換えると、この時期には、高度の諸学校はあくまで「学校」であって、教授活動だけがそのミッションであった。これと併行して研究活動が行われるという理解は、少なくとも立法者である太政官内部になかった。

以上を展望すると、この時期は、近代大学制度の移入という側面からすればまさにその第一歩の時期であり、大学理念の導入という角度から見れば模索期というに近かった。大学と大学校という呼称の変化を見ても、UniversitätとSchuleを区別するというドイツ型のカテゴリー区分は入ってきていなかったと思われるのである。

以上のことを、当時の高等教育実態の側から照射してみよう。

第1に考慮しておかなければならないのは、当時日本に現存していた高等教育機関は、たとえば工部省の工部大学校、司法省の法学校、農商務省の東京山林学校、内務省(後には農商務省)の駒場農学校、北海道の札幌農学校などの「他官省所轄機関」であったが、それらは文字通り諸専門の学術芸芸の教授所であって、研究機関ではなかった。もちろんこのほかに近世私塾の伝統を引く多数の私学・私塾があったが、それらも教育・伝授の場でこそあれ、研究の場ではなかった。

第2に、当時最も重要な「学問」と見なされていたのは欧米のサイエンス、日本では普通「実学」といわれていた学問だったが、それは輸入・学習の対象でこそあったが、日本で創造するものではなかった。その設備や条件もなきに等しかった。

第3に、その条件を補ってくれるもの、そして反面、日本人の研究ミッションを代替してくれたのは、外国教師たちであった。

先に挙げた法文の中の学制の追加編(3)の基礎を

なす考え方を記した文書に、「訓示控」というものがある。明治5（1872）年8月に学制が公布された直後、本編に「専門学校」という学校カテゴリーを付け加えよ、と説いた文部卿・大木喬任による覚え書きである。外国人教師に期待するところを説いたものだが、その中で彼は外国人教師に期待するのはもっぱら彼らが持つ「実技」を直接に取り入れることなのだ、と説いている。いわば「サイエンスの生きた移入装置」として外国人を雇うのだ、というのである。

しかし、外国人教師自身は自ら研究もした。この時期に東京大学（1877年創立）に雇われた教師たちだけをとり、モースによる大森貝塚の発見、ナウマンによる生物分布境界の設定やナウマン象の発見、フェノロサによる伝統絵画の再評価など、枚挙にいとまがないほどである。しかしこれらは彼等の個人的研究活動の生んだ業績であって、公務ではなかった。公務は明らかに日本人書生たちへの教授活動だった。そしてそれを受ける書生たちは、決して研究主体ではなかった。

このような条件のもとでは、高等教育機関に研究というミッションを課す必要も生まれなければ、またその条件もなかった。まして大学を学校と区別する必要もなく、その大学の不可欠のミッションは研究活動にあるのだと考える地盤も、まだなかった。

II 帝国大学成立以後

学術技芸の攷究と教授

1886（明治19）年に伊藤内閣のもとで出された勅令「帝国大学令」は、法令の一つながら、日本に新しい大学観が生まれたことをあらわしていた。①「大学は『国家』のためにこそある」という目的観、②大学という組織は「攷究」と「教授」との双方を果たすのだという機能観、の二つである。大学思想史的に言いかえれば、国家原理と古典的近代大学理念との二つが同時に日本に導入されたことになる。前者は敗戦後、法令上は否定されたが、後者はなお継承されている。

①や②のような大学観を導入したのは、大学人ではなく、初代総理大臣に就任した伊藤博文と彼の推挽で初代文部大臣になった森有禮であった。帝国大学に当てられたのは1877（明治10）年創立の東京大学だったが、その大学は、帝国大学令制定ののち、全く機能とミッションを異にする新しい大学としてに位置づけられた。現在の大学法人東京大学にはこれという創立者はないことになっているが、この二人こそ実は東大の創立者である。

大学は国家のためにこそある、という考え方を率直・端的に表明したのは、森だった。彼は歴代の文部大臣

の中で最も多くの演説を行った人物だが、そのなかで繰り返し大学と国家の關係にふれている。それはひと言でいえば「もし大学が何事かを行うとき、『学術のために行う』という場合と『国家のために行う』という場合との二つがあったら、『国家のためになること』を最優先して行うべきだ」という論であった。

それに照応するように、帝国大学令第1条に「大学ハ国家ノ須要ニ応スル学術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」という文言があることは、あまりにも有名である。学術技芸への要求主体は国家だということがはじめから刻印されていた。

そもそも大学自体にも、「帝国」という当時慣用語ではなかった言葉がつけられていた。命名者はおそらく森だと考えられているが、はっきりしない。だが命名者が誰だったかはともかく、そういう命名自体が第1条のインプリケーションと地続きのものだった。

もっとも、教育思想史や政治思想史分野では明らかにされていることだが、森有禮の個人思想に限れば、ここにいる「国家」とは歴史的事実としての近代国家それ自体ではなく、「国民の自発的エネルギーに支えられた、規範としての国家」ともいうべきものであった。だが今は森の国家観に深入りする余裕はない。むしろ重要なのは、彼及び帝国大学令のこのような文言に重ねて、プロイセンおよびオーストリーで憲法調査を行ってきた伊藤博文の新しい大学観が存在したことである。

経緯をばいいて結果だけを要約すれば、伊藤がヨーロッパで学んだのは「近代国家体制の整備と国民の思想統一にとって大学の整備は不可欠の事業だ」という考え方であった。すなわち「国家の近代化と大学建設との不可分性」を学んだのが滞欧憲法調査だった、ということができる。しかもその大学建設作業は民間に任せてはならず、政府自身の手で行わなくてはならない。

この新知見は、国民のエネルギーに期待しながらもそれが導き出される過程では政府の指導性が不可欠だと信じていた森の考え方と、結果的に符合した。そして伊藤においてはもちろんのこと、森にとっても、「国家」と政府とは同義だった。これを反転すれば、政府のつくる大学は限りなく近代化に貢献すべき機関であって、同時に「民間」のつくる高等教育機関のモデルである、ということになる。帝国大学がその後敗戦までの60年間、官・公・私立を通じて大学のモデルとなる素地がつくられた。

だが、大学の本質に関する考え方の歴史からいえば、前に引いた第1条前半の「国家」云々の文言ではなく、むしろ後半こそが重要である。先の②すなわち「攷究と教授の両機能を併行して行うのが大学だ」というミッ

ジョン論こそ、帝国大学の出發によって日本に定着させられた最大の観念であった。

これを「学問と教育の区別」という別の論法で説いたのは、森だった。「教育」とは幼い児童に対して年長者が指導を行うことであり、「学問」とは青年たちが自己の選択に基づいて学習することだ、という論である。大学はその「学問」を行う場所であり、尋常中学校までの学校は「教育」を行う場所である、両者は区分されなくてはならない、というのである。

この論については、いくつかのコメントが必要である。

第1に、区分論それ自身は「SchuleとUniversitätとは違う」という中世以来の欧米の常識に他ならない。その限りでは何ら新味はない。しかし注目すべきは、学問と教育の専門性区分論が、学校類型毎の施設区分論に直結したことである。

すなわち大学は中等教育以下の「学校」とは区別されるべき「学問」の場だ、という施設区分論と交叉し、教育行政上の扱いの区別を招く可能性を持っていた。さらに細かくいえば、学校が「教育」の場であるのに対して大学は「教授」の場だということになる。思うに、森のなかでは、education（あるいはnursing）とinstruction（ドイツ語ではUnterricht）とは違う、という教育学的に正当な前提があったのかもしれない。この意味で、先に述べた維新期の教育中心大学論をも大きく踏み出す立論であった。

いずれにせよ、施設区分論は、一方で中等学校以下の学校には国家の要請に基づく統制をためらわれないが、他方大学には学問の本質に基づく自治自由を認める、という行政施策の違いとなつてあらわれた。しかもその「大学」は眼前に現れた実態としての帝国大学一校に限られる。区分論は、こうした教育政策・施策の根拠にもなった。ただしそれが現実化するのには、森の死後のことであった。

第2に、帝国大学令を文字通りに読めば、純粋な意味での「学問」をする場所は、大学の中でも新出の「大学院」という場所に限られる。第2条の「帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス 大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ分科大学ハ學術技芸ノ理論及応用ヲ教授スル所トス」という文言は、それを鮮明にあらわしている。ただしこの条文は粗雑さを免れないために、後には「研究と教育の分離論だ」という批判を誘発したり、「分科大学（後の学部）も研究をする所なのに間違っている」といった議論を生んだりした。そのためか30数年後の大正期の「大学令」からは消えた。だが、少なくとも発布当時においては、大学がその必須の構成部分に「攷究」という機能を負わせる、ということをも明言したという意味で、画期的な条文だったと

いえるであろう。

第3に、大学とは学位審査を行う機関だということも、森たちの知見に入っていたことと見られる。

大学院修了者に与える博士学位のことを定めた「学位令」は、帝国大学令の翌1887（明治20）年に出て、審査には帝国大学内の評議会が当たることになっていた。評議会を構成する評議官は文部大臣の直接任命制であり、大臣と総長の諮問機関にすぎなかったが、森はこの管理機関に博士学位審査権はきちんと与えた。

このようにして、学制や教育令下の大学・大学校と全く異なるタイプの「大学」が生まれた。それは大学という施設の本質について、ようやく欧米からの移植が本格化したことを示している。研究と教育、当時のワーディングでいえば「攷究」と「教授」の二つを併行して行う機関、という意味での大学本質観は、憲法制定を目前にしたこのときに根を下ろした。

国家原理と自治

先掲①の国家原理については深くふれないできた。ここで振り返ってみよう。

帝国大学令第1条の論理からすれば、帝国大学は、いかにも国権のもとにひれ伏すだけの、自治権皆無の存在だったように見える。また、総長は数個の分科大学学長を従え、しかも文部大臣の指揮のままに動くほかはない存在だったように見える。事実、総長選挙制度などはなく、教官の人事権も認められてはいなかった。学科課程の編成すなわち現在のカリキュラム編成作業だけは評議会が審議してよいということになっていたが、その評議会も大臣の任命権のもとにあったのだから、構成員の関与するところではなかった。財政自主権などは影もなかった。要するに、後世「大学の自治」と見なされるようになった自治権は、少なくとも帝国大学令の示す管理運営制度には皆無だった。

だが、帝国大学発足後7～8年間の大学運営の実態を子細に見ると、それとは大きく違う、見ようによっては正反対の姿が浮かぶ。

まもなく大学の中には森と渡辺洪基初代総長の合議の上であろう、「教官集会」という討議機関がつくられ、学内全体のことを審議討論するようになる。一方、評議会の審議事項を詳しく分析すると、カリキュラム審議や学位審査はもちろんのこと、およそ学内の全般のことがテーブルにのつたのは当然としても、施設・土地の処分案件、教官の昇任人事、さらには国家予算の単年度主義を決めた大日本帝国憲法の定めをも踏み越えて、向こう5年間の財務計画までが審議されるようになった。帝国大学制度は大学の自治権を認めないものだったという従来の通説が成り立たないことがわかってきた。

他方、森自身は、帝国大学教授らへの演説（官邸に外国人教師・日本人教授を招いて、外交官出身らしく英語・日本語の双方で行ったという）の中で、「大学は官庁と異なり、自らの働き（「自働」）によって自ら改善してゆくべき機関である。帝国大学の改善は諸君の努力に任せる」という論をはっきりと開陳した。

このような否定しがたい事実がわかると、この時期は、日本の大学における自治制度の窒息期ではなく、逆にその原型の成立期ではなかったかと思われる。なぜあのような帝国大学令を出した森がこのような行動を取り言説を吐いたか、という点になると、話は文部行政を離れて思想家森有禮におけるナショナリズムは何だったかという複雑なトピックになるので、今はふれずにおこう。周知のように、森自身は、大日本帝国憲法発布式典の朝、一青年によって暗殺される。しか

しその後もしばらくの間、彼の敷いた教育・学術行政の筋道が残って行った。

ただ一つ断定できることは、（亡き森には不可知のことながら）仮に帝国大学発足直後の大学自治権の容認（あるいは黙認）がそのまま延長発展して行ったならば、それは文部行政権にとどまらず帝国憲法の体制自体をも乗り越えるほどのものになっていたであろう、ということである。何らかの調整が必要だった。

そこに登場したのが、井上毅という伊藤博文とともに憲法起草の中心人物の一人であった第6代の文部大臣である。井上はまた産業化に対応するには大学はどうあればよいかという新しい難題にも直面した。大学のさらなる近代化・整備とこの難題に彼がいかに答えたかということは次号でとりあげる。

（続く）

立教学院本部調査役
中部大学 大学教育研究センター 客員教授
Visiting Professor, Center For The Studies
of University Education